

浦添市特産品等出展事業助成金交付規程（平成20年告示23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この告示は、市内等の企業等が県内外等において特産品等の見本市・物産展等に出展する事業（以下「事業」という。）を実施する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で助成（以下「助成金」という。）することにより、製品のPR及び販路の拡大を図り、もって市の商工観光事業の振興に寄与することを目的とする。 （助成対象企業の要件） 第2条 助成金の交付対象となる企業等は、次に掲げる者とする。 （1） 本社又はそれに準ずる企業活動の拠点（事務所）が市内にある者 （2） 前号の規定にかかわらず、特に市長が認める者 （助成金の額） 第3条 助成金の額は、事業を実施する場所に応じて、次のとおりと	（目的等） 第1条 この告示は、市内の企業等が県内外等において特産品等の見本市・物産展等に出展する事業（以下「出展事業」という。）を実施する場合に、その経費の一部として予算の範囲内において浦添市特産品等出展事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、製品のPR及び販路の拡大を図り、もって市の産業振興に寄与することを目的とする。 2 助成金の交付については、浦添市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。 （助成対象企業の要件） 第2条 助成金の交付対象となる企業等は、次に掲げる者とする。 （1） 本社又はそれに準ずる企業活動の拠点（事務所）が市内にある者 （2） 前号の規定にかかわらず、特に市長が認める者 （助成対象となる見本市・物産展等） 第3条 助成金の交付の対象となる見本市・物産展等は、県内、県外

する。

県内	本島内 20,000円以内 離島 50,000円以内
県外	50,000円以内
国外	100,000円以内
限度額等	
(1) 1企業 150,000円以内かつ3回以内	
(2) 事業実施に係る経費の半額以内	

(助成金交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする企業等は、浦添市特産品等
出展事業助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するもの
とする。

又は国外で実施される見本市・物産展等とする。ただし、市の財政援助団体(市から規則第2条第1号の補助金等の交付を受けている団体をいう。)が主催又は仲介(手数料等が発生する場合に限る。)する見本市・物産展等については、交付の対象外とする。

(助成金の額及び対象経費)

第4条 助成金の額及び対象経費は、出展事業を実施する場所に応じて、
次のとおりとする。

区分	助成金額	対象経費
県内	本島内 20,000円以内 離島 50,000円以内	出展料(手数料)、旅費(航空費、船舶費)、宿泊費、人件費、郵送料
県外	50,000円以内	出展料(手数料)、旅費(航空費、船舶費)、宿泊費、人件費、郵送料
国外	100,000円以内	出展料(手数料)、旅費(航空費、船舶費)、宿泊費、人件費、郵送料
限度額等		

(助成金交付の決定) 第5条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、これを審査した上で適当と認めるときは、浦添市特産品等出展事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、該当企業等（以下「事業所」という。）に通知するものとする。 2 前項の場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。 (出展の廃止) 第6条 事業所は、前条の規定による通知を受けた後において、事業の廃止を行う場合は、浦添市特産品等出展事業廃止届出書（様式第3号）を速やかに、市長に提出するものとする。 (実績報告) 第7条 事業所は、事業が終了した場合は、浦添市特産品等出展事業助成金交付実績報告書（様式第4号）を速やかに、市長に提出する	(1) 1企業 150,000円以内かつ3回以内 (2) 出展事業実施に係る経費の半額以内 (交付の申請) 第5条 助成金の交付を受けようとする企業等の代表者（以下「申請者」とする。）は、浦添市特産品等出展事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請するものとする。 (交付の決定及び通知) 第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査した上で適当であると認めるときは、浦添市特産品等出展事業助成金交付決定通知書（様式第2号により、申請者に通知するものとする。 2 前項の場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。 (出展事業の廃止) 第7条 前条に規定する助成金の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該出展事業の廃止を行う場合においては、浦添市特産品等出展事業廃止届出書（様式第3号）に関係書類を
--	--

ものとする。

(助成金交付の確定)

第8条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、これを審査した上で適当と認めるときは、浦添市特産品等出展事業助成金交付確定通知書（様式第5号）により、当該事業所に通知するものとする。

(助成額の請求書)

第9条 事業所は、前条の規定による通知を受けた場合は、浦添市特産品等出展事業助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、これを審査した上で適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示に違反した場合

添えて市長に届け出た後に、その承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、出展事業終了後30日以内に浦添市特産品等出展事業助成金交付実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等の審査等をした上で、当該報告に係る出展事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定した後に、浦添市特産品等出展事業助成金交付確定通知書（様式第5号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、浦添市特産品等出展事業助成金交付請求書（様式第6号）により、市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があった場合において、これを審査した上で適当であると認めるときは、助成金を交付するものとする。

- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為があった場合
- (3) 第5条第2項の規定により付した条件に違反した場合

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反した場合
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為があった場合
- (3) 第6条第2項の規定により付した条件に違反した場合

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。